平成２８年（フ）第４号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目38番地10
債務者　水本　和子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６０４号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目22番12号
債務者　澤田　良子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目４番20―112号
債務者　下地　哲雄
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５５号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9738番地３、前住所佐賀県武雄市武雄町大字富岡9329番地３
債務者　佐伯　五月（旧姓枝元）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第９号
佐賀県鹿島市大字高津原857番地３
債務者　香田　節子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第７９号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎904番地
債務者　脇山　健太
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３９４号
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭1660番地１名徳ハウス　１－１号室
債務者　名嘉　杏樹
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２０号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目３番30号　丸信アパート401
債務者　眞志喜千夏
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２２号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目20番地　大名市営住宅Ｄ―1310
債務者　仲與志ヒロ子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９５２号
神戸市中央区山本通５丁目12番21―203号
債務者　安原　靖明
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７３号
神戸市長田区北町１丁目45番地小西ビル305号
債務者　芦田　純香
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０号
神戸市須磨区南落合４丁目１番176―504号
債務者　石原かをる
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９号
神戸市中央区中山手通３丁目14番２号
債務者　大橋　美玲
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿屋市上谷町10番44号
債務者　竹山　紀子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
青森県弘前市大字宮舘字房崎38番地１
債務者　對馬　典子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１６３号
青森県弘前市大字城東中央１丁目６番地６シャーメゾンほほえみ201号、旧住所秋田県秋田市牛島東７丁目14番13号
債務者　照井美穂子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第８号
青森県弘前市大字福村字早稲田25番地８
債務者　長尾　清勝
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第４５８号
神奈川県厚木市水引２丁目２番32―505号
債務者　中嶋　奈緒
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部